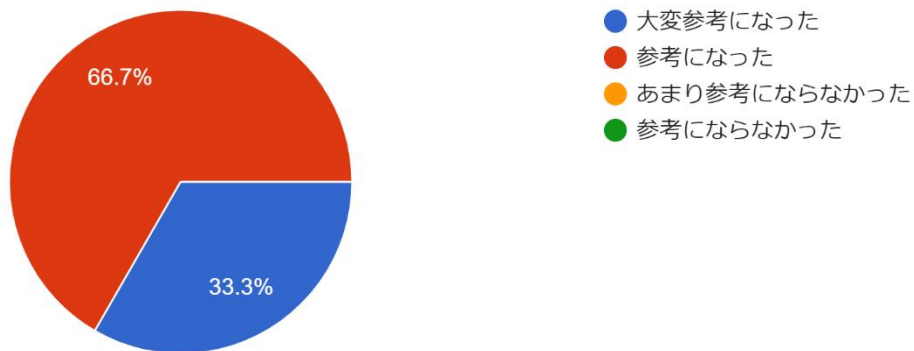
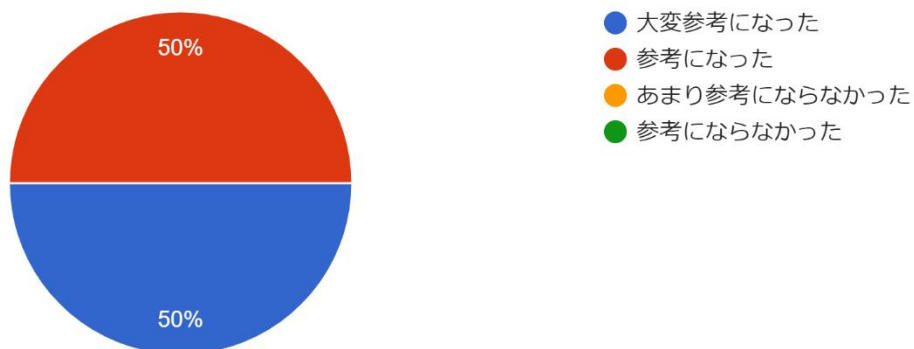


## 認知症×セミナー 認知症と未来を担う介護学生 アンケート結果

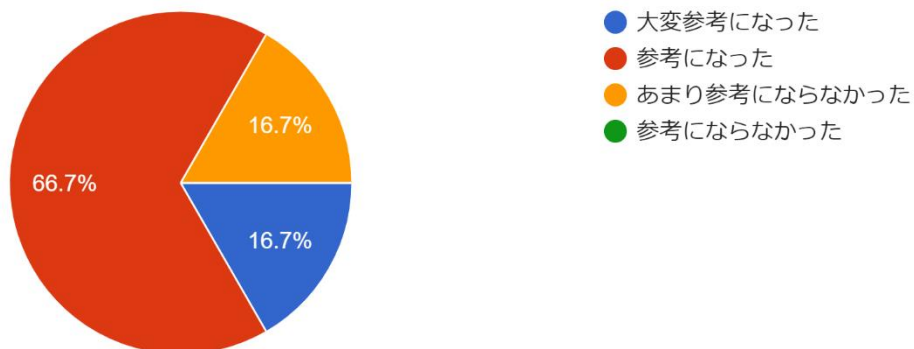
講演の評価について教えてください【プレゼンテ...介護人材の確保、就業実態はどうなっている？】  
6件の回答



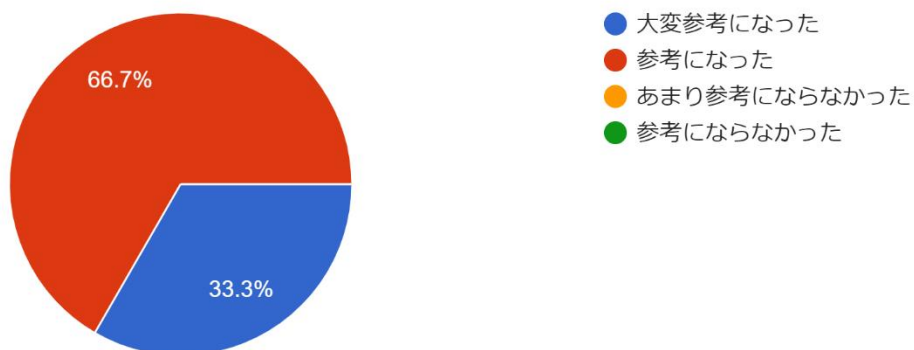
講演の評価について教えてください【プレゼンテ...実情 テーマ2「認知症ケアになぜ人材が必要？」】  
6件の回答



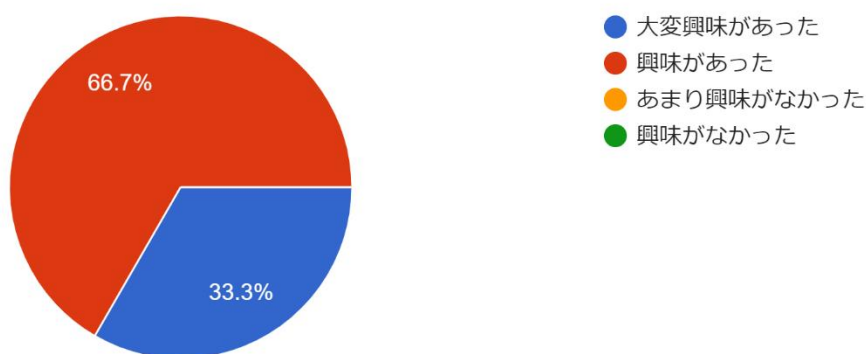
講演の評価について教えてください【パネルトー...の福祉系専門学校が目指す介護職人物像とは？】  
6件の回答



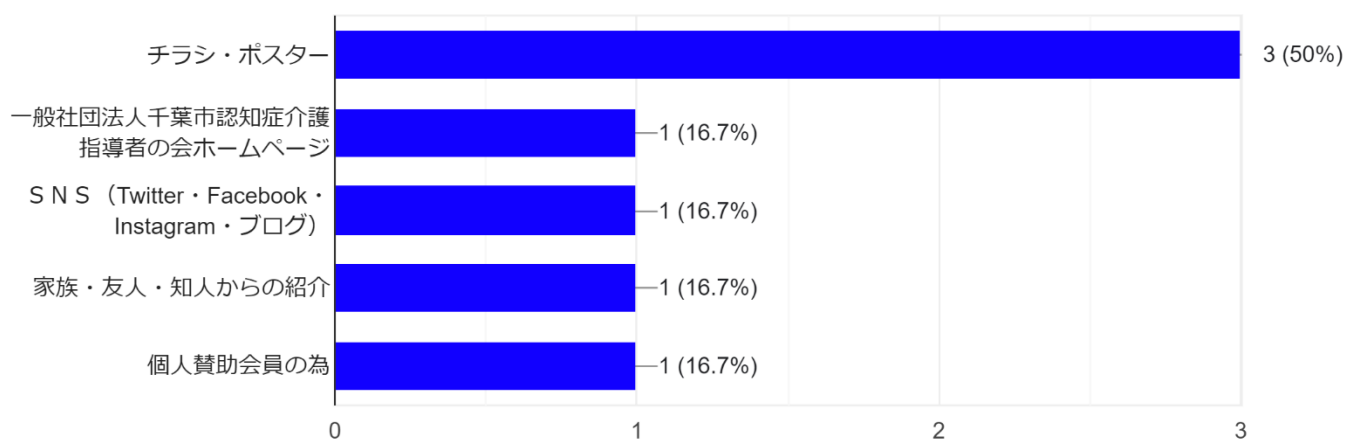
講演の評価について教えてください【トークセッション者&福祉教員&学生による意見交換をしましょう】  
6件の回答



このセミナーのテーマはいかがでしたか？  
6件の回答

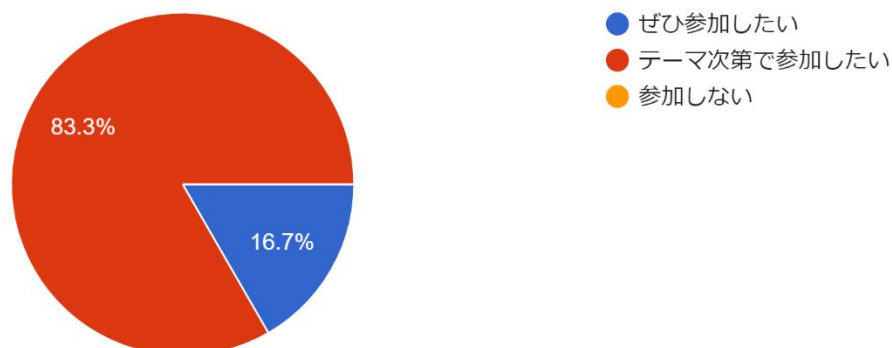


このセミナーをどこでお知りになりましたか？  
6件の回答



次回も当法人のセミナーに参加しようと思いませんか？

6件の回答



今後のセミナーはどのようなテーマを期待しますか

限られた人員の中での時間の創出による認知症ケアの事例

養成校の専任教員として医療的ケアなどを教えていくなかで、学生に法律ギリギリもしくは違反行為に該当することをさせている施設があるとききます。専門職として法令順守は基本です。安心・安全な支援は、利用者のみならず介護職をめざす学生を守るためにも、教育・育成にかかわる人間が法令を守る・誠実義務を履行しなければならないと考えています。

しかし介護の現場では、利用者を盾にして「利用者の頼みだから」「この程度なら」と法を犯してしまうケースがあり、医療行為を強要された介護福祉士が精神疾患を患い、労災認定を受けています。また、管理者が適切な運営を行わないことで業務停止などの処分を受けている事例がこれまでもありました。最近では保育施設や医療施設の虐待事件が取り上げられていますが、対人援助職としては対岸の火事ではないので介護業界の課題として取り上げていただきたいと考えています。